

【有害手引き1】 有害物質使用特定施設(排水あり)

1 概要

(1) 有害物質使用特定施設

○有害物質使用特定施設とは、有害物質の製造、使用又は処理を目的とする特定施設をいいます。

<有害物質>

カドミウム及びその化合物	ポリ塩化ビフェニル	1,2-ジクロロエチレン	ベンゼン
シアン化合物	トリクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	セレン及びその化合物
有機りん化合物	テトラクロロエチレン	1,1,2-トリクロロエタン	ほう素及びその化合物
鉛及びその化合物	ジクロロメタン	1,3-ジクロロプロペン	ふっ素及びその化合物
六価クロム化合物	四塩化炭素	チウラム	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硫酸化合物及び硫酸化合物
砒素及びその化合物	1,2-ジクロロエタン	シマジン	塩化ビニルモノマー
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1,1-ジクロロエチレン	チオベンカルブ	1,4-ジオキサン

<製造、使用又は処理>

製造	当該特定施設において有害物質を製品として製造すること。
使用	当該特定施設において有害物質をその施設の目的に沿って原料、触媒等として使用すること。
処理	当該特定施設において有害物質又は有害物質を含む水を処理することを目的として有害物質を分解又は除去すること。

※詳細な運用は次のガイドライン等をご参照ください。

- ①H25.6 環境省「地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル(第1.1版)」
- ②H15.5.14 環境省通知「土壌汚染対策法第3条第1項の土壌汚染状況調査について」(環水土発 030514001)

○排水がある工場又は事業場において有害物質使用特定施設を設置する場合の手続き及び規制は、「瀬戸法の手引き」又は「水濁法の手引き」に準ずるほか、本書手引きに記載する有害物質の規制を遵守する必要があります。

特定施設	手引き
<ul style="list-style-type: none"> ・排水の日最大量が 50m³ 未満の工場又は事業場に設置されるもの ・下水道終末処理施設 ・地方自治体が設置するし尿処理施設、廃油処理施設 ・廃油処理事業の用に供する廃油処理施設 	水濁法の手引き
<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の施設 	瀬戸法の手引き

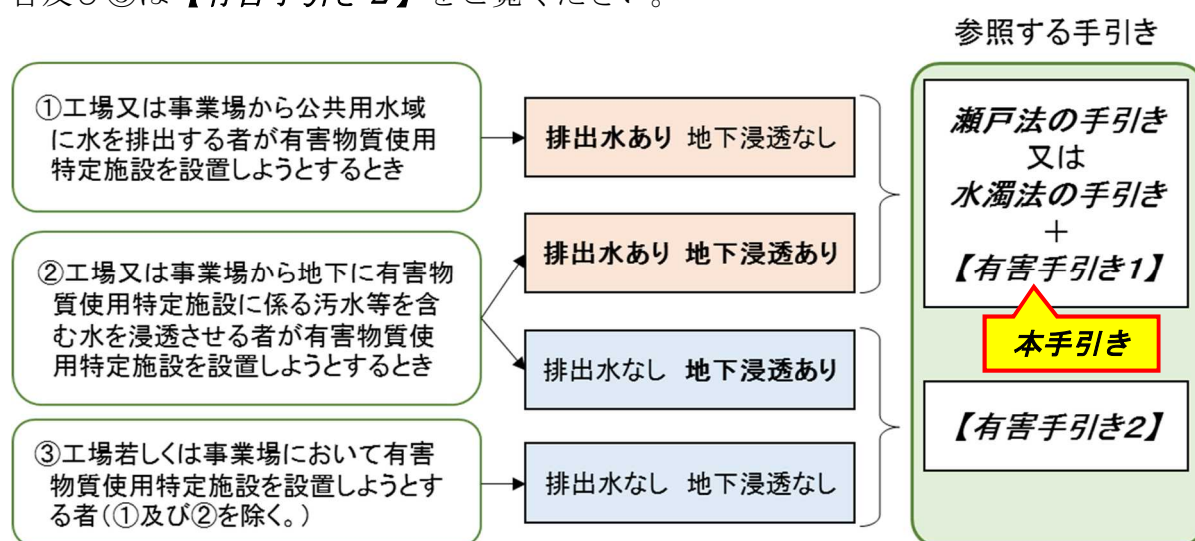
※みなし指定地域特定施設(処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽)は、有害物質使用特定施設の規制対象外です。

(2) 排水水がない場合の手続き

- 有害物質使用特定施設を設置する工場又は事業場において排水水がない場合（雨水・冷却水等を含む排水水の全量を下水道に排除する場合等）は【有害手引き2】をご覧ください。

<参考>有害物質使用特定施設の設置の届出（水濁法の場合）

- 水濁法の有害物質使用特定施設の届出対象は下図の①～③ですが、本手引きの対象は①及び②（排水水がある工場又は事業場において有害物質使用特定施設を設置する場合）であり、手続きは「瀬戸法の手引き」2. 1又は「水濁法の手引き」2. 1を参照してください。
- ②のうち有害物質使用特定施設を設置する工場又は事業場において排水水が無い場合及び③は【有害手引き2】をご覧ください。



(3) 窓口

- 次の「2 排水に関する規制」の窓口は「瀬戸法の手引き」又は「水濁法の手引き」のとおりです。
- 「3 条例に基づく土壌・地下水汚染対策に関する規制」及び「4 土対法に基づく土壌汚染対策に関する規制」の窓口は次のとおりです。

香川県環境森林部環境管理課 土壌・水環境グループ
〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号 香川県庁東館2階
TEL：087-832-3218
MAIL：kankyokanri@pref.kagawa.lg.jp

※高松市内の工場又は事業場については、高松市役所が管轄しています。
高松市環境局環境指導課
〒760-0080 香川県高松市木太町2282-1 環境業務センター内
TEL：087-839-2380

(4) 提出部数・手数料

「瀬戸法の手引き」又は「水濁法の手引き」のとおりです。

2 排水に関する規制

2. 1 特定地下浸透水の浸透の制限

対象	有害物質使用特定事業場から水を排出する者 (特定地下浸透水を浸透させる者を含む。)
内容	次の要件に該当する特定地下浸透水を <u>浸透させてはならない。</u> <要件> ・有害物質の種類ごとに環境大臣が定める方法により特定地下浸透水の有害物質による汚染状態を検定した場合において、当該有害物質が検出されること。(水濁法施行規則第6条の2)

(根拠：水濁法第12条の3)

【解説】

(1) 環境大臣が定める方法

- 「水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法」(平成元環告39)に定められています。

(2) 改善命令等

- 知事は、有害物質使用特定事業場から水を排出する者(特定地下浸透水を浸透させる者を含む。)が、上記の要件に該当する特定地下浸透水を浸透させるおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは特定地下浸透水の浸透の一時停止を命ずることができます。(水濁法第13条の2)

2. 2 有害物質使用特定施設に係る構造基準等の遵守義務

対象	有害物質使用特定施設を設置している者 (特定地下浸透水を浸透させる者を除く。)
内容	当該有害物質使用特定施設について、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準として <u>環境省令で定める基準を遵守しなければならない。</u>

(根拠：水濁法第12条の4)

【解説】

(1) 環境省令で定める基準

- 別紙1を参照してください。(水濁法施行規則第8条の2～第8条の7)

(2) 改善命令等

- 知事は、有害物質使用特定施設を設置している者が上記の構造基準等を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該有害物質使用特定施設の構造、設備若しくは使用の方法の改善を命じ、又は当該有害物質使用特定施設の使用の一時停止を命ずることができます。(水濁法第13条の3)

2. 3 有害物質使用特定施設の点検等

対象	有害物質使用特定施設を設置している者
内容	有害物質使用特定施設について、環境省令で定めるところにより、定期的に点検し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

(根拠：水濁法第14条第5項)

【解説】

(1) 点検事項及び回数（水濁法施行規則第9条の2の2）

○**別紙2**を参照してください。

○使用の方法に関する点検は、管理要領（**別紙1**の5②を参照）からの逸脱の有無及びこれに伴う有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無について、一年に一回以上点検を行わなければなりません。

○点検により有害物質使用特定施設に係る異常若しくは有害物質を含む水の漏えい等（異常等）が認められた場合には、直ちに補修その他の必要な措置を講じなければなりません。

(2) 点検結果の記録及び保存（水濁法施行規則第9条の2の3）

○点検結果の記録においては、次に掲げる事項を記録しなければなりません。

- ・点検を行った有害物質使用特定施設
- ・点検年月日
- ・点検の方法及び結果
- ・点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名
- ・点検の結果に基づいて補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容

○点検結果の記録は、点検の日から三年間保存しなければなりません。

○上記の点検によらず、有害物質使用特定施設に係る異常等が確認された場合には、次に掲げる事項を記録し、これを三年間保存するよう努めなければなりません。

- ・異常等が確認された有害物質使用特定施設
- ・異常等を確認した年月日
- ・異常等の内容
- ・異常等を確認した者の氏名
- ・補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容

3 条例に基づく土壌・地下水汚染対策に関する規制

3. 1 土壌又は地下水の特定有害物質による汚染の防止

対象	何人も
内容	特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をみだりに埋め、飛散させ、流出させ、又は地下に浸透させてはならない。

(根拠：条例第 44 条)

【解説】

○特定有害物質とは、1 (1) で説明した有害物質のうち、次の 2 項目を除いたものをいいます。(土対法施行令第 1 条、条例施行規則第 31 条)

- ・アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
- ・1,4-ジオキサン

※当該 2 項目のみが該当する工場又は事業場には、3 及び 4 の適用はありません。

○特定有害物質は性状に応じて次の 3 種類に区分されます。

区分	性状
第一種特定有害物質	揮発性有機化合物
第二種特定有害物質	重金属等
第三種特定有害物質	農薬等

<特定有害物質>

第一種特定有害物質	第二種特定有害物質	第三種特定有害物質
クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	カドミウム及びその化合物	シマジン
四塩化炭素	六価クロム化合物	チオベンカルブ
1,2-ジクロロエタン	シアン化合物	チウラム
1,1-ジクロロエチレン	水銀及びその化合物	ポリ塩化ビフェニル
1,2-ジクロロエチレン	セレン及びその化合物	有機りん化合物
1,3-ジクロロプロペン	鉛及びその化合物	
ジクロロメタン	砒素及びその化合物	
テトラクロロエチレン	ふっ素及びその化合物	
1,1,1-トリクロロエタン	ほう素及びその化合物	
1,1,2-トリクロロエタン		
トリクロロエチレン		
ベンゼン		

3. 2 特定有害物質の製造等を行う施設の構造

対象	特定有害物質の製造、使用又は処理を行う工場又は事業場を設置しようとし、又は設置している者
内容	特定有害物質の製造、使用又は処理を行う施設について、規則で定める構造に関する基準を遵守するよう努めなければならない。

(根拠：条例第 45 条)

【解説】

(1) 特定有害物質の製造等を行う施設の構造に関する基準（条例施行規則第 32 条）

- ① 特定有害物質の製造等を行う施設及びその周辺の床は、コンクリート構造等の十分な強度を有するものであって、その表面は、不浸透性及び耐薬品性を有する材質で被覆されていること。
- ② 特定有害物質の製造等を行う施設から特定有害物質を含む薬液等が飛散し、流出し、又は地下に浸透しないよう不浸透性及び耐薬品性を有する防液堤等を設置し、かつ、その容量を十分に確保すること。
- ③ 特定有害物質の製造等を行う施設は、床面から離して設置する等容易に点検することができるものとする。

(2) 有害物質使用特定施設における適用

- 有害物質使用特定施設については本規制より厳しい上記 2. 2 の規制を遵守する必要があります。
- 有害物質使用特定施設以外の施設（有害物質使用特定施設に該当しないが、特定有害物質の製造、使用又は処理を行う施設）については、本規制が適用されますので注意してください。

3. 3 特定有害物質の取扱量等の記録

対象	特定有害物質の製造、使用又は処理を行う工場又は事業場を設置している者
内容	規則で定めるところにより、製造等を行う特定有害物質の量その他の事項を記録しておかなければならない。

(根拠：条例第 46 条)

【解説】

(1) 特定有害物質の取扱量等の記録（条例施行規則第 33 条）

- ① 特定有害物質の製造等を行う施設の名称、設置場所及び使用期間
- ② 製造等を行う特定有害物質の種類及び量
- ③ 特定有害物質の製造等を行う施設における作業を含む工程
- ④ 特定有害物質の排出及び廃棄の方法

(2) 有害物質使用特定施設における適用

- 有害物質使用特定施設については上記 2. 3 の規制に加え、本規制を遵守する必要があります。

3. 4 特定有害物質の飛散等の点検等

対象	特定有害物質の製造、使用又は処理を行う工場又は事業場を設置している者
内容	<p>○特定有害物質の製造等を行う施設からの特定有害物質の飛散、流出又は地下への浸透の有無を定期的に点検し、その結果を記録しておかなければならない。</p> <p>○点検の結果等から、当該工場又は事業場の敷地内において特定有害物質が地下に浸透しているおそれがあるときは、速やかに、規則で定めるところにより、当該箇所の周辺の土壌又は地下水の特定有害物質による汚染の状況を調査しなければならない。</p>

(根拠：条例第 47 条)

【解説】

(1) 有害物質使用特定施設における適用

○有害物質使用特定施設については 2. 3 の規制に加え、本規制を遵守する必要があります。

(2) 土壌又は地下水の特定有害物質による汚染の状況の調査

○特定有害物質の種類ごとの測定の種類及び測定方法は次のとおりです。

<測定の種類> (条例施行規則第 34 条第 1 項)

区分	測定の種類
第一種特定有害物質	土壌ガス測定 土壌溶出量測定 (※) 地下水測定
第二種特定有害物質	土壌溶出量測定 土壌含有量測定 地下水測定
第三種特定有害物質	土壌溶出量測定 地下水測定

※土壌ガス測定で土壌ガスが検出された場合は、土壌溶出量測定を実施する。

<測定の種類ごとの測定方法> (条例施行規則第 34 条第 2 項～第 5 項)

測定の種類	測定方法
土壌ガス測定	土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法 (平成 15 年環境省告示第 16 号)
土壌溶出量測定	土壌溶出量調査に係る測定方法 (平成 15 年環境省告示第 18 号)
土壌含有量測定	土壌含有量調査に係る測定方法 (平成 15 年環境省告示第 19 号)
地下水測定	地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法 (平成 15 年環境省告示第 17 号)

3. 5 特定有害物質による土壌又は地下水の汚染の状況の調査

対象	特定有害物質取扱事業場を設置している者
内容	当該特定有害物質取扱事業場における特定有害物質による土壌又は地下水の汚染の状況を調査するよう努めなければならない。

(根拠：条例第 49 条)

【解説】

○調査方法は 3. 4 を参照してください。

3. 6 特定有害物質による土壌又は地下水の汚染の状況の調査

対象	特定有害物質取扱事業場を設置している者
内容	当該特定有害物質取扱事業場の敷地内において、土壌又は地下水の汚染に係る基準を超える特定有害物質による土壌又は地下水の汚染を発見したときは、その旨を知事に届け出なければならない。
時期	速やかに
様式	条例様式第 10 号 汚染発見届出書

(根拠：条例第 50 条)

【概要】

(1) 土壌又は地下水の汚染に係る基準

○土壌又は地下水の汚染に係る基準には土壌溶出量基準、土壌含有量基準及び地下水基準の 3 種類の基準（別紙 3 を参照。）があり、いずれかの基準を超過した場合は、汚染発見時の届出が必要です。（条例施行規則第 35 条）

(2) 汚染発見時の届出を要しない場合

○土壌汚染の発見が次によるものである場合は、汚染発見時の届出は必要ありません。（条例施行規則第 35 条の 2）

①土対法第 3 条第 1 項、第 3 条第 8 項、第 4 条第 3 項、第 5 条第 1 項に基づく調査である場合

②土対法第 4 条第 2 項に基づき土壌汚染状況調査結果報告書を提出した場合

③土対法第 14 条第 1 項に基づき指定の申請書を提出した場合

(3) 汚染発見時の届出後の対応

○汚染発見時の届出を行った場合は、土対法に基づく要措置区域等に指定された場合を除いて、工場又は事業場を設置していた者等は汚染拡大防止計画を作成・提出し、必要な措置を講じなければなりません。（条例第 57 条～第 59 条）

4 土対法に基づく土壤汚染対策に関する規制

4. 1 土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査

対象	次のいずれかの規模以上の土地の形質の変更をしようとする者 ○3,000m ² ○現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若又は事業場等の土地の形質の変更にあつては、900m ²
内容	当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を知事に届け出なければならない。
時期	土地の形質の変更に着手する日の30日前まで
様式	様式第6 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

(根拠：土対法第4条第1項)

【解説】

(1) 届出が不要となる場合

○次に掲げる行為については、届出は不要です。

①土対法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地についての土地の形質の変更
⇒土対法第3条第7項が優先して適用されます。(4. 2(2)を参照)

②軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの

③非常災害のために必要な応急措置として行う行為

○上記②については次の行為が定められています。(土対法施行規則第25条)

①次のいずれにも該当しない行為

イ 土壤を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること。

ロ 土壤の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと。

ハ 土地の形質の変更に係る部分の深さが50cm以上であること。

②農業を営むために通常行われる行為であつて、①イに該当しないもの

③林業の用に供する作業路網の整備であつて、①イに該当しないもの

④鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更

⑤基準不適合土壤が存在するおそれがない又は土地の土壤の汚染状態が全ての特定有害物質の種類について土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合するものと認められるものとして知事が指定した土地において行われる土地の形質の変更

⇒現在のところ、知事が指定した土地はありません。

(2) 添付書類

○届出書には次の図面及び書類を添付しなければなりません。(土対法施行規則第23条第2項)

①土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図

②土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合にあつては、当該土地の所有者等の当該土地の形質の変更の実施についての同意書

(3) 土壌汚染状況調査

- 土壌汚染状況調査とは、土対法施行規則第3条から第15条までに規定する方法により実施した調査をいいます。(以下同じ)
- 土壌汚染状況調査は、土地の所有者等が土対法第3条第1項に基づき環境大臣又は知事から指定を受けた者(指定調査機関)に依頼して調査させなければなりません。

(4) 土壌汚染状況調査結果報告書の提出

- 届出に併せて、当該土地の所有者等の全員の同意を得て、土壌汚染状況調査結果報告書を都道府県知事に提出することができます。(土対法第4条第2項)

(5) 調査命令

- 知事は、土地の形質の変更の届出を受けた場合において、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地の基準(次の(6)を参照。)に該当すると認めるときは、当該土地の所有者等に対し、土壌汚染状況調査を実施し、その結果を報告すべきことを命ずることができます。(土対法第4条第3項)
- ただし、上記(4)の土壌汚染状況調査結果報告書の提出があった場合は、この限りではありません。

(6) 特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地の基準

- 次のいずれかに該当することとされています。(土対法施行規則第26条)
 - ①土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないことが明らかである土地であること。
 - ②特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した土地であること。
 - ③特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地であること。
 - ④特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をその施設において貯蔵し、又は保管する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地であること。
 - ⑤②から④に掲げる土地と同等程度に土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないおそれがある土地であること。

(7) 汚染があった場合の規制

- 上記(4)又は(5)による調査の結果、土壌汚染が確認された場合には、当該土地は土対法に基づく要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定され、それぞれ規制を受けることとなります。(土対法第6条第1項、第11条第1項)

4. 2 使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査

対象	①使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者等であって、当該有害物質使用特定施設を設置していたもの ②知事から通知を受けた土地の所有者等
内容	当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、指定調査機関に調査させて、その結果を知事に報告しなければならない。
時期	①当該有害物質使用特定施設の使用が廃止された日から 120 日以内 ②知事から当該通知を受けた日から 120 日以内
様式	様式第 1 土壌汚染状況調査結果報告書

(根拠：土対法第 3 条第 1 項)

【解説】

(1) 調査猶予の手続き

- 当該土地について予定されている利用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の知事の確認を受けたときは、調査義務は猶予されます。(調査義務そのものは免除されません。)(土対法第 3 条第 1 項ただし書)
- 知事は、当該土地の場所が次のいずれかに該当することが確実と認められる場合に限り、確認をすることとされています。(土対法施行規則第 16 条第 3 項より抜粋)
 - ①工場又は事業場(当該有害物質使用特定施設を設置していたもの、当該工場又は事業場に係る事業に従事する者その他の関係者以外の者が立ち入ることができないものに限る。)の敷地として利用されること。
 - ②当該有害物質使用特定施設を設置していた小規模な工場又は事業場において、事業の用に供されている建築物と当該工場又は事業場の設置者(その者が法人である場合にあっては、その代表者)の居住の用に供されている建築物とが同一のものであり、又は近接して設置されており、かつ、当該居住の用に供されている建築物が引き続き当該設置者の居住の用に供される場合において、当該居住の用に供されている建築物の敷地(これと一体として管理される土地を含む。)として利用されること。

(2) 調査猶予を受けた場合の規制

- 調査猶予を受けた場合には、土地の利用の方法を変更しようとする場合の届出、土地の形質の変更の届出等の規制が課されます。

(3) 汚染があった場合の規制

- 土壌汚染状況調査の結果、土壌汚染が確認された場合には、当該土地は土対法に基づく要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定され、それぞれ規制を受けることとなります。(土対法第 6 条第 1 項、第 11 条第 1 項)